

公金債権回収の取り組み

総務省

行政管理局 公共サービス改革推進室

1-1 公金に関する論点

- (1) 限られた人員(物理的、能力的)
 - (2) 地域ごとの取り組み(創意工夫)
 - (3) 福祉的な配慮の必要性(他部署との連携)
 - (4) 公平性の担保(「払わなければいけない」)
- ⇒ 地方自治体としての目的意識

1-2 公金の債権回収に関する自治体の取り組み状況

I. アンケートの実施

昨年7月に広島で開催予定だった公金債権回収に関する法務研修にあたって、参加予定であった団体から公金債権回収業務の取り組み状況を聞き取った。

《アンケートの概要》

- ・実施時期 平成30年6月～7月
- ・回答数 28団体49部署

1-3 徴収対策として重要と考える取り組み

Ⅱ. 徴収対策として重要と考える取り組み 回答については右のグラフ参照

①外部人材・民間委託の活用

⇒(1)限られた人員、(4)公平性の担保

②マニュアルの整備・研修の実施等～

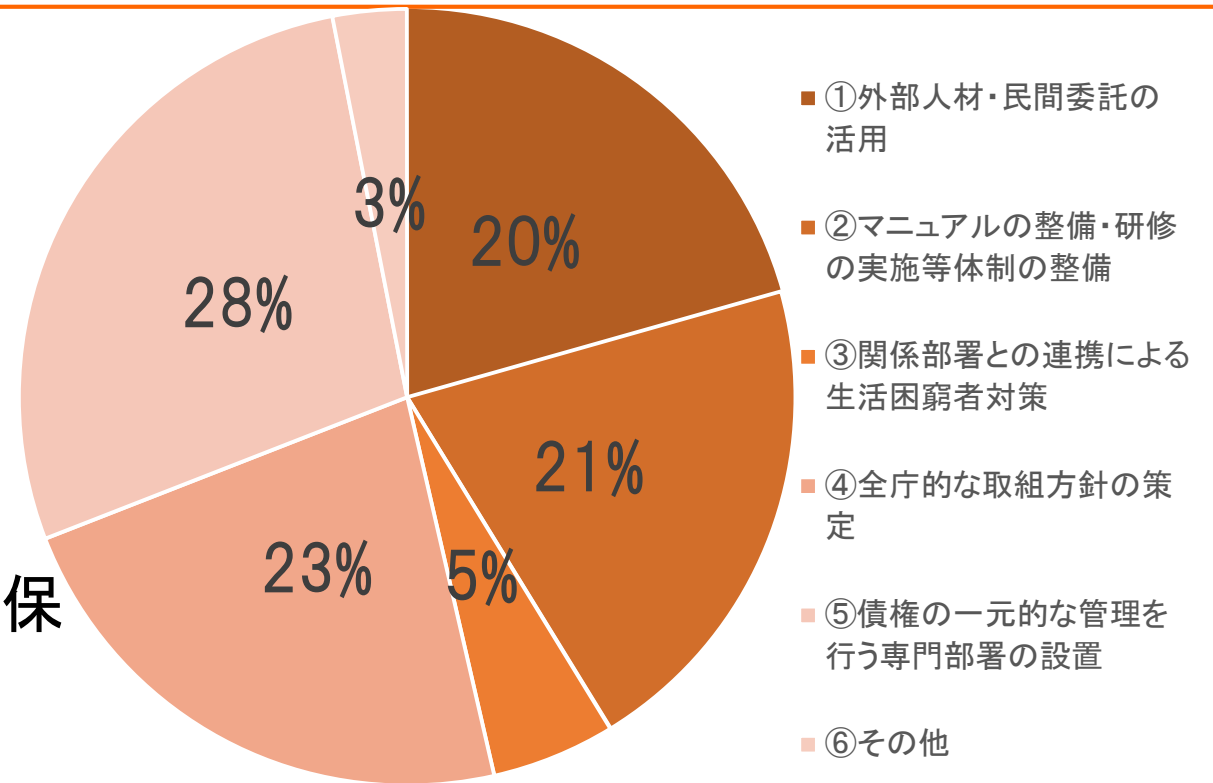
⇒(2)地域ごとの取り組み、(4)公平性の担保

③関係部署との連携による生活困窮者対策

⇒(3)福祉的な配慮の必要性

④全庁的な取組方針の策定、⑤債権の一元的な管理を行う専門部署の設置

⇒(2)地域ごとの取り組み、(4)公平性の担保



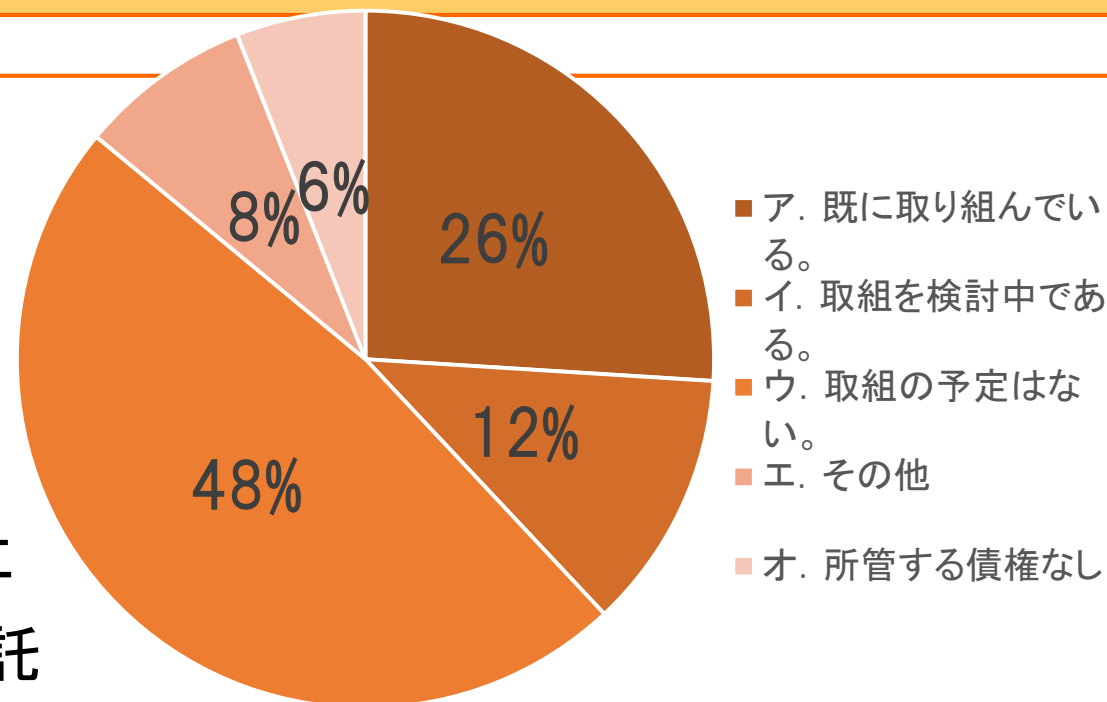
1-4 外部人材・民間委託の活用

Ⅲ. 外部人材・民間委託の活用

活用状況については右のグラフ参照

《具体的な活用内容》

- ・徴収困難案件や公営住宅の不退去者を対象に弁護士法人や債権回収会社(サービサー)に委託
- ・資産(預金)調査、差押手続等を弁護士に委託
- ・民間事業者によるコールセンターを設置し、現年度滞納者に対して電話催告を実施
- ・国税OB、県税OB又は金融機関OBを嘱託職員や指導員として採用



1-5 外部人材の担い手とは

公務員以外の担い手として民間事業者が挙げられるところ、取扱業務の区分により、民間事業者を整理

区分	納付の請求、納付相談 (法律事務)	自主的納付の呼びかけ、資産調査(※) (非法律事務)
担い手となり得る民間事業者	<p>弁護士</p> <p>認定司法書士 (訴額140万円以下に限る)</p> <p>サービサー (特定金銭債権に限る)</p>	<p>一般民間事業者 ※下記以外の者</p> <p>(非法律事務は、債権額に制限なし)</p> <p>(非法律事務は、債権種類に制限なし)</p>

※「資産調査」とは、強制力のない任意の調査を指し、前掲「財産調査」のような強制力のある調査は含まない

1-6 外部人材の担い手とは

		自力執行権がある債権 (事件性・紛争性なし) を示す			自力執行権がある債権 (事件性・紛争性あり) を示す			
		自力執行権がない債権 (事件性・紛争性なし) を示す			自力執行権がない債権 (事件性・紛争性あり) を示す			
種類	債権	段階 (納期到来)	① 自主的納付の呼びかけ	② 督促	③ 自主的納付の呼びかけ	④ 催告 (納付の請求)	⑤ 納付相談	(自力執行権がある債権) ⑥a 財産調査 ⑦a 強制徴収
							(自力執行権がない債権) ⑥b 訴訟 ⑦b 強制執行	
ある債権	自力執行権がある債権	滞納発生	※1					
ない債権	自力執行権がない債権		民間事業者		※1	民間事業者	※1	
								弁護士
								認定司法書士 (訴額140万円以下に限る) ※2
								サービサー (特定金銭債権に限る) ※3
								収納による債権の消滅

※1 事件性・紛争性が生じた際には、一般民間事業者は適切に発注者に引継がなければならない。
 ※2 少額訴訟債権執行に限る。 ※3 訴額140万円超の場合には弁護士追行しなければならない。

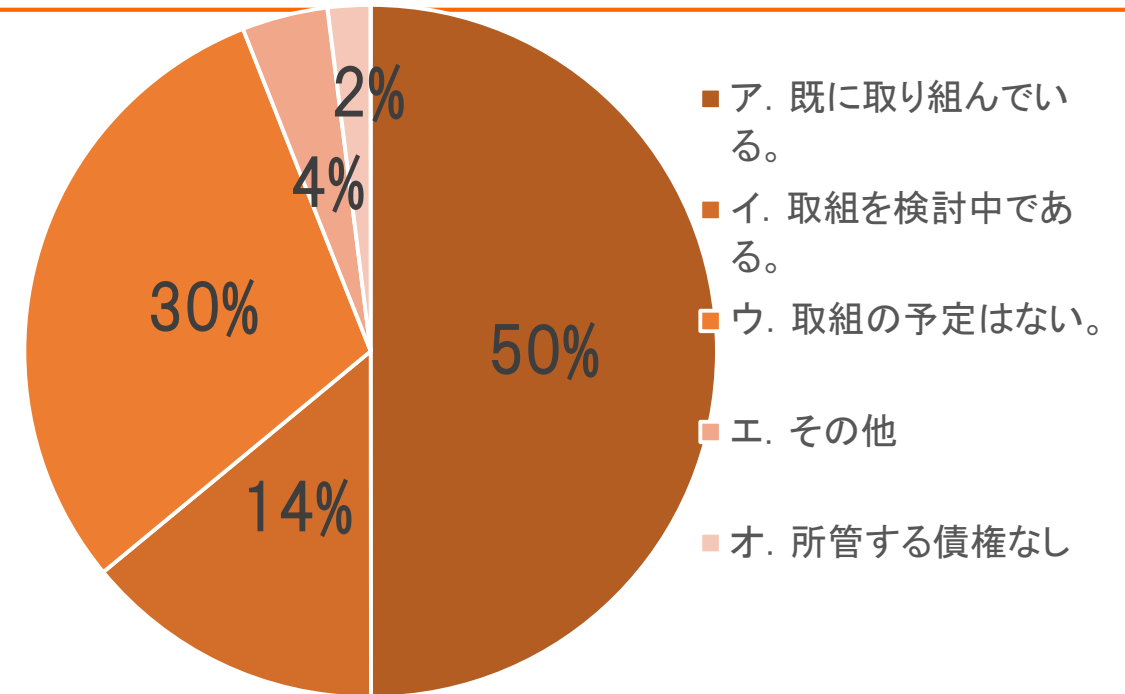
1-7 マニュアルの整備・研修の実施等体制の整備

IV. マニュアルの整備・研修の実施等体制 の整備

実施状況については右のグラフ参照

《具体的な活用内容》

- ・税を所管する部署が総括的に管理し、マニュアルの整備、研修を実施している
- ・組織横断的な会議やワーキンググループを設置し研修を実施している
- ・(市町村で)県職員や弁護士を講師とする職員研修会を実施している
- ・強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分けてマニュアルを作成している



1-8 債権管理の一元化、全庁的な取組方針

IV. 債権管理の一元化

- ・自力執行権の有無ごとに一元化して管理(専門部署「債権管理課」)。
- ・専門部署の設置と併せて「債権管理条例」を制定する。
- ・市税と、各所管課から移管された高額困難滞納事案について一元化する。
- ・完全移管は行なわず、「協同管理債権」として共管する。

《課題》

- ・個人情報の共有(例 自力執行権がある債権は税務情報、
自力執行権がない債権は各所管課の滞納者情報を共有する)
⇒滞納者情報の相互利用について、債権の管理等に関する条例に規定
(例 自力執行権のない債権の滞納者が、自力執行権がある債務も滞納していれば、保有する当該滞納者の情報を利用可能。)

1-9 公金債権関係の当室の今後の取り組み

- ・公金債権回収に関して先進的な取り組みを行っている自治体についての事例集を公表予定。
 - ⇒外部委託、債権管理の集約化、マニュアルの作成など
- ・公金関係の法務研修を開催予定。(平成31年7月頃 広島)
 - ⇒基本的に今回と同内容の予定

参考資料(ホームページ掲載先URL)

① 地方公共団体の公共サービス改革『公金の債権回収業務』～官民連携にむけて～
(平成25年3月)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000464569.pdf

② 地方公共サービス小委員会報告書(平成26年3月)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/chiiki/houkoku/chihou.html

公金債権回収業務における試行自治体の実施結果について

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/chiiki/jirei.html

③ 地方公共団体における民間委託の推進に関する調査報告書(平成28年1月)

本編1 http://www.soumu.go.jp/main_content/000446449.pdf

本編2 http://www.soumu.go.jp/main_content/000446450.pdf

資料編 http://www.soumu.go.jp/main_content/000446451.pdf

概要版 http://www.soumu.go.jp/main_content/000446452.pdf

参考資料(ホームページ掲載先URL)

④地方公共団体の窓口業務の民間委託に係る標準委託仕様書等

○ 地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン

委託に際して留意すべき事項等をまとめたものであり、窓口業務における民間委託の参考書として作成したもの

○ 市区町村の窓口業務に関する標準委託仕様書

地方公共団体が入札公告等を行う際、民間事業者に示す仕様書の標準例となるもの

○ 市区町村の窓口業務に関する手順書

民間事業者が実際に窓口業務を行う際に使用する業務の手順書の参考例となるもの

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/chiiki/gyoumukanren.html